

「石鎚山系エリアへの観光客誘客事業」に係る補助事業者（事務局）公募要領

平成30年5月18日
石鎚山系連携事業協議会

石鎚山系連携事業協議会（以下「協議会」という。）では、「石鎚山系エリアへの観光客誘客事業」を実施する補助事業者（事務局）を、以下の要領で募集します。応募に際しては、「交付要綱」も併せてご確認ください。

1. 事業名

石鎚山系エリアへの観光客誘客事業

2. 事業の目的

協議会が作成した石鎚山系グレーディングマップ及びサイクリングマップなどを活用した登山、サイクリングをはじめ各種アクティビティと愛媛県西条市、久万高原町、高知県のいの町、大川村（以下「連携市町村」という。）の主要観光施設の周遊を目的とした企画旅行（以下「ツアー」という。）を主催する旅行会社に対し補助をすることにより、観光客の誘客を推進するとともに、石鎚山系エリアの地域活性化に寄与することを目的に本事業を実施する。

3. 事業スキーム



※本募集は間接補助事業者へ補助金を交付する補助事業者（事務局）を募集するもの。

4. 事業内容

補助事業者（事務局）は、本事業を実施するため、以下を行うこととする。

なお、間接補助事業の内容については、「石鎚山系エリアへの観光客誘客事業補助金概要（間接補助事業者への補助）（案）」を参照すること。

- ①本事業の周知（チラシやHPでの周知、関係者等への周知等）
- ②本事業に関する問い合わせ、意見等への対応
- ③補助対象とするツアーの認定に係る業務（補助金交付申請書の受理、内容の審査、交付決定通知書の発出等）

- ④間接補助金事業者の確定検査、支払手続等
- ⑤間接補助事業者に対する本事業についてのアンケート
- ⑥本事業による成果報告
- ⑦その他の事業管理に必要となる事項についての対応

5. 事業実施期間

交付決定日～平成31年2月28日（木）

6. 補助金交付の要件

（１）採択予定件数：１件

（２）補助率・補助額

定額補助（１０／１０）とし、間接補助事業者への支払を含めて、２８０万円を上限とする。

なお、最終的な実施内容、交付決定額については、協議会と調整した上で決定する。

（３）支払時期

補助金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払とする。

※事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は制限されるため注意すること。

（４）支払額の確定方法

事業終了後、事業者が提出する実績報告書に基づき証拠書類等の確認を行い、支払額を確定する。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となる。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性がある。

7. 参加者の資格要件

参加しようとする者は、次の全ての要件を満たしている法人とする。なお、コンソーシアム形式による申請は認めない。

- （１）西条市、久万高原町、いの町、大川村のいずれかに本社（店）、支社（店）又は営業所等を有すること
- （２）旅行業取扱管理者の資格を有した人員を有すること。
- （３）本事業を的確に遂行する組織、人員等を有する又は確保できること。
- （４）本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- （５）対象業務における西条市での競争入札参加資格を有しているまたは同等の基準を満たしていると会長が認めたもの。

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (7) 西条市、久万高原町、いの町及び大川村の各工事請負業者指名停止措置規程並びに愛媛県及び高知県の各建設工事指名停止措置要綱による指名停止を受けていないこと。
- (8) 愛媛県暴力団排除条例及び高知県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続きをしている法人等でないこと。

8. 提案書等の提出について

公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、様式第1号（第5条関係）「提案書兼参加表明書」及び必要書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

① 提案書兼参加表明書 様式第1号 ＜添付書類＞ ・会社概要書（パンフレット等もあれば添付）	正本1部 副本6部
② 登記簿（発行後3ヶ月以内のもの。）	正本1部 副本6部
③ 営業所表 様式第2号	正本1部 副本6部
④ 委任状 様式第3号 （対象業務において代理人を置く場合に限る。）	正本1部 副本6部
⑤ 財務諸表（直前決算のもの）	
・貸借対照表	正本1部 副本6部
・損益計算書	正本1部 副本6部
・余剰金処分計算書	正本1部 副本6部
⑥ 納税証明書 ・法人税、消費税及び地方消費税 【未納がない証明】 ・西条市、久万高原町、いの町、大川村内に本社（店）、支社（店）又は営業所等を有する場合は、納期到来分までの市町村税全般 【滞納がない証明】	正本1部 副本6部
⑦ 提案書（様式第4号）	正本1部 副本6部

(2) 関係資料の交付

① 関係資料

(7) 補助事業者（事務局）公募要領（本資料）

(4) 提案書兼参加表明書及び添付書類（様式）

- ② 交付方法 関係資料は、西条市観光振興課のホームページに掲載しているので、各自ダウンロードして使用すること。

(3) 提出先

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷 164 番地

石鎚山系連携事業協議会事務局（西条市産業経済部観光振興課）担当：日野

電話番号 0897-52-1690【直通】 F A X 0897-52-1386

電子メール kanko@saijo-city.jp

(4) 提出期限 平成 30 年 5 月 31 日（木）17 時（必着）

(5) 提出方法 持参又は郵送（一般書留又は簡易書留による。提出期限必着）

※郵送で申請を行う場合、封筒の宛名面には、「石鎚山系エリアへの観光客誘客事業申請書」と記載すること。

※F A X 及び電子メールによる提出は不可。資料に不備がある場合は、審査対象外となるので、記入要領等を熟読の上、注意して記入すること。

※締切を過ぎての提出は不可。

(6) その他

① 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しない。

② 応募書類等の作成費は経費に含まない。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給しない。

③ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となるので、予算額内で実現が確約されることのみ表明すること。

なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合がある。

④ 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、提案書の部分的な差し替えは認めない。

9. 業務内容等に対する質問について

(1) 提出先及び提出方法

8（3）に掲げる提出先の電子メールアドレスに電子メールで提出すること。（任意様式）あわせて、電子メールを送信した後に、事務局まで送信した旨の電話連絡をすること。

(2) 受付期間 公表から平成 30 年 5 月 25 日（金） 17 時【必着】

(3) 回答方法 電子メール

(4) 回答期限 質問を受理した日から 3 日間（休日は含まない。）以内。

(5) その他 受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

10. 審査について

(1) 審査方法

- ①審査は、石鎚山系エリアへの観光客誘客事業に係る補助事業者（事務局）選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査基準に基づき提案書により書面審査を行い、評価点の最も高い事業者を特定する。必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求めることがある。
- ②評価点の合計が同点の場合は、選定委員会の多数決により選考する。
- ③参加者が1社になった場合でも審査を行い、最低水準点を設けた項目において、各選定委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

(2) 審査基準

評価項目	評価事項	評価基準点
資格要件	・参加者資格要件をすべて満たしているか。	10点
実施方法	・事業の実施方法、実施スケジュールは現実的か。 ・事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための工夫がみられるか。	10点
業務体制	・本事業の関連分野に関する知見を有しているか。 ・事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。 ・事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。	15点
事業費	・コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適切な積算が行われているか。	15点
合 計		50点

(3) 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後速やかに、提案書に記載の電子メールアドレスに結果を通知するとともに、特定されたものに対しては、書面で通知する。

なお、審査経過及び内容に関する質問等には一切回答を行わない。

(4) 選考対象からの除外

次に掲げるいずれかの要件に該当する場合は、審査の対象から除外する。

①予算規模の上限を超える提案の場合

②提出書類に不備がある場合

③提出書類に虚偽の記載があった場合

④その他、事業者として選定することが著しく不適当と認められる事実が判明した場合及びこの実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

1 1. 非特定理由に関する事項

(1) 提出した提案書が特定（採用）されなかった者に対しては、特定（採用）されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）で通知する。

(2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（西条市の休日定める条例（平成16年条例第12号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、会長（事務局）に対して書面で非特定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

受付場所：石鎚山系連携事業協議会事務局（西条市産業経済部観光振興課内）

受付時間：8時30分～17時15分（※休日を除く。）

(3) 上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面で行う。

(4) 上記（3）の回答を受けた者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した日の翌日から起算して10日以内に会長に対して申立てることができる。

1 2. 補助金交付決定について

採択された申請者が、協議会に補助金交付申請書を提出し、それに対して協議会が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となる。

なお、採択決定後から交付決定までの間に、協議会との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性がある。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もあるので注意すること。

また、交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがあるが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守とする。

1 3. 補助対象経費の計上

(1) 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費とし、具体的には以下のとおりとする。

経費項目	内容
I. 人件費	補助事業に直接従事する者（非常勤含む）の補助事業に係る直接作業時間に対する人件費
II. 需用費	
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって、使用可能期間が1年未満のもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用する資料等の印刷製本に関する経費
III. 役務費	
通信運搬費	郵便、運送、通信等に要する経費（ただし、電話代・インターネット利用料金は補助対象外）
手数料	事務手続きに必要な経費
IV. 広告宣伝費	周知PR等に要する経費 （チラシ・ポスター・ホームページ等の制作料等）
V. 委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費（委託契約）
VI. 間接補助事業に係る補助金	間接補助事業に係る経費を補助するための費用。ただし、補助事業者が定める交付規定で定められた要件を満たすものに限る。

（2）直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・取得単価50万円以上（税抜き）以上の設備、物品
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合があるので、担当者に相談すること。）
- ・その他事業に関係ない経費

（3）補助対象経費からの消費税額の除外について

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出すること。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

14. その他

- (1) 補助事業者は、本事業の実施に際し、間接補助金の交付の手続き等について別途交付規程を定め、協議会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- (2) 交付決定日より前に発生した経費（発注含む。）は補助対象外とする。
- (3) 物品の入手、費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、経済性の観点から、原則、一般の競争等に付すこと。また、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、協議会に届け出なければならない。
- (4) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければならない。
- (5) 補助事業者は、協議会が補助事業の進捗状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければならない。
- (6) 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は平成31年2月28日のいずれか早い日までに実績報告書を協議会に提出しなければならない。
- (7) 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する会計年度の終了後5年間、協議会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。
- (8) 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがある。
- (9) 採択後又は交付決定後であっても、交付申請書等に虚偽又は重大な過失が認められた場合には、採択又は交付決定を取り消す場合がある。

15. 問い合わせ先

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地
 石鎚山系連携事業協議会事務局（西条市役所観光振興課内） （担当：日野）
 TEL：0897-56-5151
 E-mail：kanko@saijo-city.jp